

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第2次蟹江町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

平成29年度～平成33年度

平成29年3月

愛知県蟹江町

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 基本的事項 | |
| (1) 計画の目的 | 1 |
| (2) 基準年度・計画期間・目標年度 | 1 |
| (3) 計画の対象範囲 | 1 |
| 2. 事務事業から排出される温室効果ガスの現況 | |
| (1) 温室効果ガスの排出状況 | 6 |
| 3. 温室効果ガスの削減目標 | |
| (1) 目標 | 9 |
| 4. 温室効果ガスの排出削減の取り組み | |
| (1) 町の取り組み方針 | 10 |
| (2) 具体的な取り組み内容 | 11 |
| 5. 計画の推進と点検・評価 | |
| (1) 推進体制 | 13 |
| (2) 職員に対する啓発等 | 14 |
| (3) 実施状況の点検・評価 | 14 |

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

私たちの地球は、二酸化炭素などの温室効果ガスにより一定に気温が保たれ、人間をはじめ生物が生きるのに適した環境が保たれていましたが、産業革命以降、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになったことにより、温室効果ガスの排出量が急激に増加したため、温室効果が強まり、地球の気温は全体的に上昇しています。こうした地球温暖化の進行に伴い、大雨や干ばつなど人類の生活環境や生物の生息環境に広範囲で深刻な影響が生じる恐れがあります。

平成9年に京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」において「京都議定書」に定められた我が国の温室効果ガスの削減目標については、京都議定書第一約束期間（2008年度～2012年度）の5か年で6%削減を達成できたということが発表されました。

また、COP21で採択されたパリ協定や平成27年7月に国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策計画が閣議決定されたこともあり温室効果ガスに対して、より長期的な目を取り組んでいくことになりました。近年では、水素自動車や電気自動車、太陽光発電や風力発電等、人々の地球温暖化に対する意識が高まっています。そのため、本町においても地球温暖化対策を今一度、見直す必要があります。

「第1次蟹江町地球温暖化対策実行計画」を平成21年度から平成25年度の5か年で温室効果ガスの削減目標であった6%を達成することができました。さらなる削減目標として「第2次蟹江町地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を定め、これまでの町の省エネルギー対策などの実績を踏まえ、町が実施する事務・事業からの環境負荷を低減するための環境配慮を推進し、温室効果ガスを削減することを目的とします。

(2) 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成27年度とし、計画期間を平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

目標年度については、平成33年度とします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) 計画の対象範囲

ア 対象とする事務事業の範囲

本町が行う全ての事務及び事業活動とし、出先機関などを含めた全ての組織及び施設を対象とし、指定管理者制度に係る施設も対象とします。

この計画策定以降に新設される施設、増改築される施設などについては、次期見直し時に反映させるものとし、これらの施設においても、この計画に基づく温室効果ガスの排出削減に向け取り組むこととします。

イ 対象とする施設及び自動車

対象とする施設については、表1 調査対象一覧のとおりです。

表1 調査対象一覧

| 所管部 | 課 | 施設名 |
|-------|---------|--|
| 政策推進室 | 政策推進課 | 所有公用車 |
| | ふるさと振興課 | まちなか交流センター 足湯 お散歩バス |
| 総務部 | 総務課 | 役場庁舎 所有公用車 |
| | 安心安全課 | 防災倉庫 防犯ステーション |
| 民生部 | 高齢介護課 | 老人福祉センター 老人福祉センター舟入分館 老人福祉センター学戸分館 老人福祉センター新蟹江分館 シルバー人材センター |
| | 子育て推進課 | 蟹江児童館（蟹江学童保育所） 新蟹江児童館（新蟹江学童保育所） 須西児童館（須西学童保育所） 舟入児童館 学戸児童館 学戸学童保育所 ひまわり園 蟹江保育所（蟹江給食センター） 蟹江南保育所 蟹江西保育所 舟入保育所 須成保育所 新蟹江北保育所 福祉給食センター |
| | 環境課 | 本町斎苑 舟入斎苑 |

| | | |
|-------|----------|--|
| | | 本町エコステーション 学戸エコステーション 所有公用車 |
| | 保険医療課 | 所有公用車 |
| | 健康推進課 | 保健センター 所有公用車 |
| 産業建設部 | まちづくり推進課 | 公園管理事務所 所有公用車 |
| | 土木農政課 | 排水機場 所有公用車 |
| 上下水道部 | | 水道管理事務所 所有公用車 |
| 消防本部 | | 消防署 所有公用車 |
| 教育委員会 | 教育課 | 蟹江小学校 舟入小学校 須西小学校 新蟹江小学校 学戸小学校 蟹江中学校 蟹江北中学校 あいりす 所有公用車 |
| | 図書館 | 図書館 所有公用車 |
| | 学校給食センター | 学校給食センター 所有公用車 |
| | 生涯学習課 | 蟹江中央公民館 産業文化会館（蟹江中央公民館分館、産業会館、歴史民俗資料館） 体育館 佐屋川グラウンド ゲートボール場 希望の丘広場 蟹江城址公園 所有公用車 |

ウ 対象となる温室効果ガスの種類

実行計画において排出量算定及び削減目標を設定する温室効果ガスの対象項目は、「地球温暖化対策の推進に関する法律第2条3項」で排出削減を求めている温室効果ガス7物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素）のうち、現在排出量の把握が可能な「二酸化炭素」、「メタン」、「一酸化二窒素」とします。

温室効果ガスの種類については、表2のとおりです。

表2 温室効果ガスの種類

| 物質名 | 記号 | 地球温暖化 係数 | 人為的な発生源 | 町における算定対象 |
|--------------|------------------|-------------|---|-----------------------------------|
| 二酸化炭素 | CO ₂ | 1 | 産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。 | ・ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPGの使用量 ・電気使用量 |
| メタン | CH ₄ | 25 | 稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2割～3割を占める。 | ・自動車の走行距離 |
| 一酸化二窒素 | N ₂ O | 298 | 燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割～4割を占める。 | ・自動車の走行距離 |
| ハイドロフルオロカーボン | HFC | — | エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。 | ※本町では対象外 |
| パーフルオロカーボン | PFC | — | 半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。 | ※本町では対象外 |
| 六フッ化硫黄 | SF ₆ | — | 変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。 | ※本町では対象外 |
| 三フッ化窒素 | NF ₃ | — | 液晶ディスプレイやシリコンベースの太陽電池フィルム用のプラズマCVD処理室の洗浄に使用される。 | ※本町では対象外 |

注 地球温暖化係数とは、温室効果ガスの物質ごとに温室効果の程度を、二酸化炭素に対する比で示した数値で、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条に定められた係数

(出典 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)

2. 事務事業から排出される温室効果ガスの現況

(1) 温室効果ガスの排出状況

ア 温室効果ガスの総排出量

温室効果ガス排出量の算定については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）」に定められた排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算出します。

本計画の基準年度である2015年度（平成27年度）における本町の事務・事業から排出された温室効果ガスの総排出量は、二酸化炭素換算値で2,185,209kg-CO₂となっています。

基準年における活動別排出量については、表3のとおりです。

二酸化炭素換算排出量には換算していないが、使用量など削減可能なものについては、表4のとおりです。

表3 活動別排出量

| 調査項目 | | 単位 | 活動量 | 対象ガス | 排出係数 | 地球温暖化係数 | ※2 年間排出量 (kg-CO ₂) | |
|----------------|------------|----------------|-----------|------------------|---------------------------------|-----------|--------------------------------------|-----|
| 電気使用量(電気自動車含む) | | Kwh | 4,055,097 | CO ₂ | 0.482 | 1 | 1,954,557 | |
| 燃料使用量 | ガソリン | ℓ | 34,146.11 | CO ₂ | 2.322 | 1 | 79,287 | |
| | 灯油 | ℓ | 31,647.00 | CO ₂ | 2.489 | 1 | 78,769 | |
| | 軽油 | ℓ | 22,740.93 | CO ₂ | 2.585 | 1 | 58,785 | |
| | A重油 | ℓ | 0 | CO ₂ | 2.710 | 1 | 0 | |
| | L P G | m ³ | 3,996.40 | CO ₂ | 2.999 | 1 | 11,985 | |
| 自動車の走行量 | ガソリン・L P G | 普通・小型乗用車 | km | 45,537.70 | CH ₄ | 0.0000100 | 25 | 11 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000290 | 298 | 394 |
| | | 軽自動車 | km | 35,151.00 | CH ₄ | 0.0000100 | 25 | 9 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000220 | 298 | 230 |
| | | 貨物自動車 | km | 8,828.00 | CH ₄ | 0.0000350 | 25 | 8 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000390 | 298 | 103 |
| | | 小型貨物車 | km | 12,750.00 | CH ₄ | 0.0000150 | 25 | 5 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000260 | 298 | 99 |
| | | 軽貨物車 | km | 39,871.00 | CH ₄ | 0.0000110 | 25 | 11 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000220 | 298 | 261 |
| | 特殊用途車 | km | 39,046.00 | CH ₄ | 0.0000350 | 25 | 34 | |
| | | | | N ₂ O | 0.0000350 | 298 | 407 | |
| | 軽油 | 普通・小型乗用車 | km | 92,962.00 | CH ₄ | 0.0000020 | 25 | 5 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000070 | 298 | 194 |
| | | 普通貨物車 | km | 0 | CH ₄ | 0.0000150 | 25 | 0 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000140 | 298 | 0 |
| | | 小型貨物車 | km | 0 | CH ₄ | 0.0000076 | 25 | 0 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000090 | 298 | 0 |
| | | 特殊用途車 | km | 7,106.80 | CH ₄ | 0.0000130 | 25 | 2 |
| | | | | | N ₂ O | 0.0000250 | 298 | 53 |
| 総排出量(二酸化炭素換算) | | | | | 2,185,209 (kg-CO ₂) | | | |

※1 二酸化炭素換算排出量=活動量×排出係数×地球温暖化係数

※2 小数点以下四捨五入

表4 二酸化炭素換算排出量には換算していないが、使用量など削減可能なもの

| 項目 | 単位 | 年間使用量（排出量） | |
|------------------|----------------|-------------|---------|
| 水道使用量 | m ³ | 566,237.10 | |
| 紙類使用量 | 枚 | 6,669,457 | |
| ごみ袋使用量 (公用のみ) | 枚 | 可燃ごみ（大） | 62,200 |
| | | 可燃ごみ（小） | 5,400 |
| | | 不燃ごみ | 22,400 |
| | | プラスチック類ごみ | 40,400 |
| | | 粗大ごみ収集券 | 0 |
| | | 計 | 130,400 |
| 公用ごみ排出量 | kg | 機密文書 | 22,500 |
| | | その他（各課の排出量） | 65,290 |
| | | 計 | 87,790 |

イ 温室効果ガス種類別排出状況

温室効果ガスの種類別排出状況は、二酸化炭素(CO₂)が全体の99.9%を占めています。

温室効果ガスの種類別排出状況

| 温室効果ガスの種類 | 地球温暖化係数 | 二酸化炭素換算量 (kg-CO ₂) | 割合 (%) |
|--------------|---------|-----------------------------------|-----------|
| 二酸化炭素 | 1 | 2,183,383 | 99.9 |
| メタン | 25 | 85 | 0.0 |
| 一酸化二窒素 | 298 | 1,741 | 0.1 |
| 二酸化炭素換算値（合計） | | 2,185,209 | 100 |

3. 温室効果ガスの削減目標

(1) 目標

平成17年2月に発効された京都議定書において、我が国では削減目標である6%減を第一約束期間に達成できた。2013年以降の第二約束期間を決定し、平成27年7月に国際気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、2030年度において、2013年度比26%減の措置を定めた。

本町実行計画では、現在把握可能な温室効果ガス総排出量の算定を行い、平成27年度の温室効果ガス総排出量を基準とし、平成29年度から平成33年度までの5年間で8%削減することを目標とします。

【目標】
温室効果ガスの排出量を平成33年度までに
平成27年度に対し、8%削減する。

温室効果ガス総排出量削減目標

| 項目 | 現状 (平成27年度) | 目標 (平成33年度) | 削減率 |
|------------------------------------|----------------|----------------|-----|
| 温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂) | 2,185,209 | 2,010,392 | 8% |

4. 温室効果ガスの排出削減の取り組み

(1) 町の取り組み方針

実行計画の温室効果ガス削減目標を達成するため、次のとおり「取り組み方針」に基づき、職員及び関係者一人ひとりの知恵と行動力を結集し、地球温暖化対策を実施していきます。

取り組み方針とその目的

| 取り組み方針 | 目的 |
|--------------------------|--|
| ① 施設におけるエネルギーの有効利用 | ・エネルギー使用量の抑制（省エネ）に努めるとともに、太陽光発電などの新エネルギーの利用推進により、温室効果ガス排出量の削減を図り、資源の有効利用に努めます。 |
| ② 自動車におけるエネルギーの有効利用 | ・自家用車(通勤時)及び公用車の使用抑制、クリーンエネルギー自動車の導入などにより、温室効果ガス排出量の削減を図り、自動車公害の改善並びに資源の有効利用に努めます。 |
| ③ 水の有効利用 | ・日常的な節水行動、適正排水の実施などにより、水を有効に利用し、外部への環境影響を抑制します。 |
| ④ 事務用品などの購入・使用における環境への配慮 | ・環境負荷の少ない事務用品などを適正な量だけ購入し、資源の有効利用に努めます。 |
| ⑤ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進 | ・ごみの発生抑制及び適正処理、リユース・リサイクルを推進し、外部への環境負荷排出削減並びに資源の有効利用を図ります。 |
| ⑥ 公共工事に伴う環境負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の効率的な利用、省エネ型建設機械の導入し、温室効果ガス排出量の削減並びに公害の抑制を図ります。 ・騒音・振動対策、廃水適正処理、ばい塵飛散防止を推進し、外部への環境負荷排出削減並びに公害の抑制を図ります。 ・建設廃材の再資源化、適正処理の推進、リサイクル資材の利用推進などにより資源の有効利用や外部への環境負荷排出削減を図ります。 |
| ⑦ 環境に関する法令などの遵守 | 環境に係る法令、協定などを遵守することにより、各種環境負荷の低減を図ります。 |

(2) 具体的な取り組み内容

ア 省資源・省エネルギーの推進

(ア) 電気使用量削減のための取り組み

- ・学校給食センターに太陽光発電装置（20 kW）、小型風力発電装置（1,300W）及びバイオディーゼル燃料（BDF）製造設備を平成 21 年度に導入した。
- ・保健センターに災害時の電力確保のため、太陽光発電装置（10 kW）を平成 27 年 12 月に導入した。
- ・不要時・不要場所の消灯を徹底します。
- ・休憩時間中の消灯を推進します。（住民対応窓口などは除く。）
- ・退室・退庁時には、消灯の確認を行います。
- ・時間外勤務の削減やノー残業デーの徹底に努めます。
- ・エレベーターの効率的な運用を行います。
- ・OA機器などを長時間使用しないときは電源を切ります。
- ・OA機器や家電製品、照明器具、コピー機などの更新に当たっては、消費電力が少なく、エネルギー消費効率の良い製品の導入に努めます。

(イ) 燃料使用量削減のための取り組み

- ・夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推奨します。
- ・毎月 10 日を「ノーカーデー」とし、職員の自動車通勤を極力抑制します。
- ・窓の開閉をこまめに行います。
- ・空調温度を冷房時 28℃以上、暖房時 20℃以下とします。
- ・空調設備やボイラー、ガス器具などの運用については、夜間へ移行するなど適切な管理に努めます。
- ・ボイラーなどの設備更新時には、エネルギー効率の高い機種を選択します。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関の利用を促進し、公用車の使用を抑制します。
- ・公用車の相乗りや計画的な運行を行います。
- ・公用車の点検・整備、維持管理を徹底します。
- ・公用車の購入時には、低公害車（国土交通省指定公害車など）を導入します。
- ・給食配送車については、バイオディーゼル燃料の使用を検討していきます。
- ・アイドリングストップや急加速・急停止の自粛、エンジnbrakeの有効利用など環境に配慮した運転「エコ・ドライブ」を実践します。

(ウ) 水道使用量削減のための取り組み

- ・雨水の利用に努めます。
- ・給湯室などにおいては、水を流しっぱなしにしないようにします。
- ・「節水シール」を蛇口付近に貼り、節水に努めます。
- ・石鹸や洗剤などは最小限にとどめ、アクリルたわしの使用に努めます。
- ・散水においては、放水口を狭めるなど計画的、効率的に行います。
- ・点検などによる漏水防止の徹底を図ります。

(エ) 紙類使用量の削減のため取り組み

- ・用紙類は、再生紙を使用し、古紙配合率が高く白色度が低いものを使用します。
- ・両面コピーや裏面利用の徹底、ミスコピーの防止を図ります。
- ・不要になった用紙の裏面は、内部文書やメモ用紙として活用します。
- ・使用済み封筒は官公庁送付用として再利用します。
- ・電子メールなどを活用し、各種照会、申請などのペーパーレス化を進めます。
- ・OHPやパワーポイントなどを活用し、ペーパーレス化会議を推進します。

イ 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

- ・廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・廃棄物の保管・排出時には、廃棄物処理法を遵守し、適正処理を徹底します。
- ・廃棄物の処理を委託する場合は、リサイクルを推進します。
- ・可燃ごみと雑がみの分別を徹底しリサイクル率を高めます。
- ・シュレッダーの使用は、機密文書の廃棄の場合のみに制限します。
- ・シュレッダーごみのリサイクル化を図ります。
- ・備品などの長期使用、再使用を図ります。
- ・芯を交換して使用できるボールペンなど、詰替え可能な製品の購入に努めます。
- ・使い捨て容器の購入は極力控えます。
- ・昼食時には、割り箸を使用せず、マイ箸を使用します。
- ・給食残飯を堆肥化していきます。
- ・天ぷら油をバイオディーゼル燃料（BDF）製造設備により代替燃料に精製します。

ウ 施設の建設、維持管理に関する取り組み

(ア) 環境負荷の低い施設整備

- ・施設及び器具などの点検、修理し、長寿命化を図ります。
- ・緑化を推進し、適正な維持管理を行います。

(イ) 施工作业における環境負荷減

- ・あいくる材（愛知県指定リサイクル建設資材）の利用促進を図ります。
- ・工事案内看板は間伐材などを利用します。
- ・工事作業による排出ガス、粉塵、騒音、振動、汚水、悪臭、地下水位低下などの公害防止対策を徹底します。

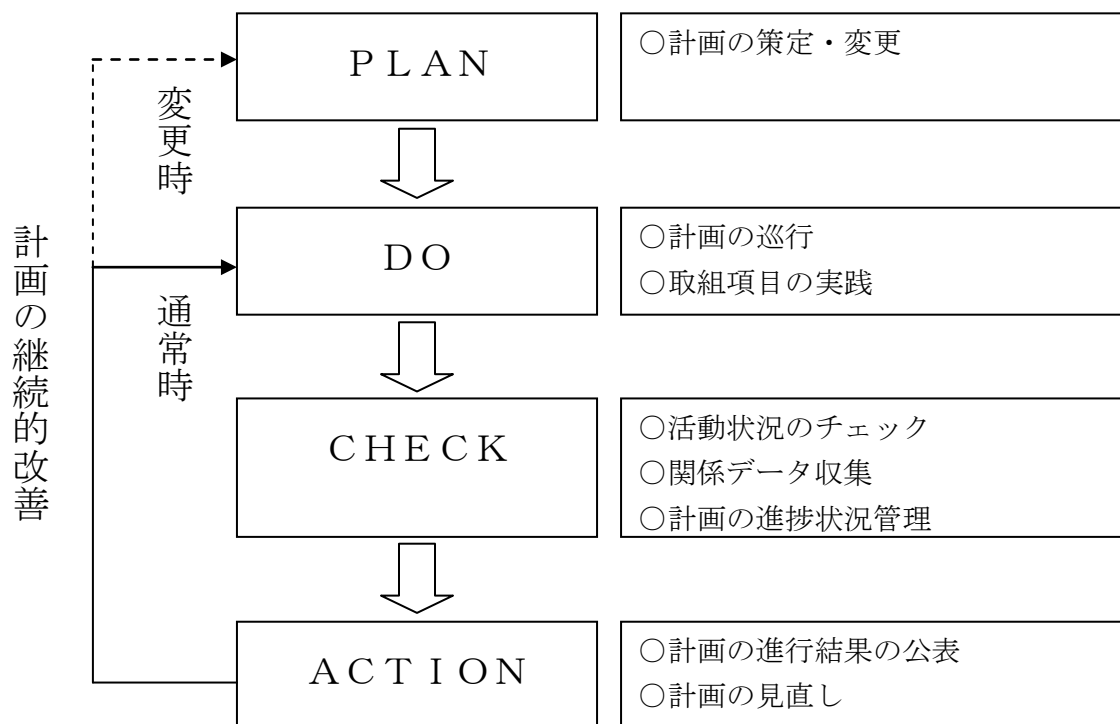
5. 計画の推進と点検・評価

(1) 推進体制

実行計画を推進する組織は、部長会を母体として構成する「蟹江町温暖化対策推進委員会」を中心とした推進体制を構築します。

また、地球温暖化対策を進めるためには、実行計画に掲げる取り組みを全職員が自ら事務事業を遂行する中で実践しなければなりません。

運用の仕組みとして、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れ、Plan[計画]・Do[実施]・Check[点検]・Action[見直し]のPDCAサイクルにより、継続的改善を図り、職員一人ひとりの環境保全意識を高めながら取り組みを実践します。



ア 蟹江町温暖化対策推進委員会

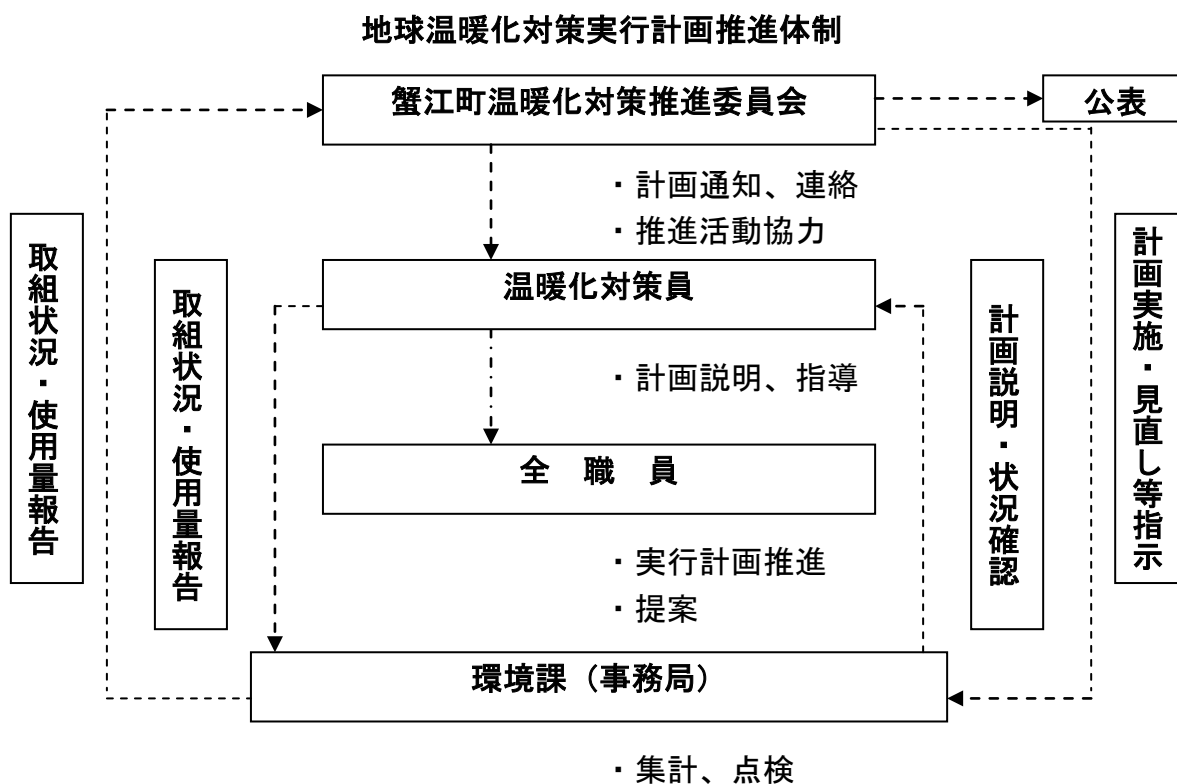
本計画の推進のため、蟹江町温暖化対策推進委員会を設置します。蟹江町温暖化対策推進委員会は、町長、副町長、教育長及び部長会の人員をもって組織し、本計画の全庁的な推進を図るため進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを指示します。

イ 温暖化対策員

計画の実行性を高めるため各所属（課室等）に温暖化対策員を設置します。温暖化対策員は、課室内において計画に掲げる職員が共通して取り組む事項及びその他の実行可能な取り組み項目について周知徹底させるとともに、進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的推進を図ります。

ウ 事務局

事務局を民生部環境課に置き、計画全体の進捗状況を把握し、総合的な管理を行い事業の推進を図ります。



(2) 職員に対する啓発等

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、職員に対して環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な援助を行います。

(3) 実施状況の点検・評価

ア 温室効果ガス排出状況の把握

事務局は、毎年度、事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガスについて調査を実施し、状況を把握します。

イ 実施状況の公表等

(ア) 事務局は、実施状況の結果を取りまとめ、蟹江町温暖化対策推進委員会に報告するものとします。

(イ) 温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の進捗状況などについて、毎年、ホームページなどにおいて公表します。

ウ 計画の見直し

地球温暖化を取り巻く社会情勢や実行計画の運用管理の状況、点検・評価結果などを考慮し、必要に応じて見直しを行うものとします。